

[図書館談話室] JUSTICE電子資料契約実務研修会 in 京都

著者	嶋田 有理香
雑誌名	関西大学図書館フォーラム = Kansai University Library forum
巻	21
ページ	28-31
発行年	2016-06-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/10300

JUSTICE 電子資料契約実務研修会 in 京都

嶋田 有理香

1 はじめに

「in 京都」の名のとおり京都で開催された本研修会は、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）主催の電子資料契約実務に関する研修として、初めて関西で開催されたものである。と言っても北海道から九州まで全国各地からの参加があり、参加者数は145名に上った。概要は以下のとおり。

日時：平成27年7月10日（金）13：30～17：00
会場：キャンパスプラザ京都

参加対象者は、JUSTICE 会員館の電子資料契約実務担当者である。本学図書館も500以上の国公私立大学図書館が名を連ねる会員館の一つであり、また、筆者は平成27年4月に電子資料担当となったことから、本研修会受講の機会をいただいた。

では、そもそも JUSTICE とは何か、また、なぜ電子資料の契約に関する研修会を行うのか。JUSTICE（Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources）は、「日本の大学における教育・研究活動に必須である電子ジャーナルをはじめとした学術情報を、安定的・継続的に確保して提供するための活動を推進」するための組織である。大学図書館の自主的な参加によって運営されており、国立大学図書館協会コンソーシアム（JANUL コンソーシアム）と公私立大学図書館コンソーシアム（PULC）の二つのコンソーシアムが統合されて平成23年4月に発足した。

JUSTICE の目的は、「電子ジャーナル等の電子リソースに係る契約、管理、提供、保存に係る総合的な活動や、それらの業務に携わる人材の育成等を通して、わが国の学術情報基盤の整備に貢献すること」であり、その主要な活動のうちの一つが、「出版社等との交渉を通じた電子リソースの購入・利用条件の確定」なのである（注）。毎年出版社に対し、主に電子ジャーナルの契約に係る契約条件（価格条件や利

用条件）の交渉を、コンソーシアムとして会員館を代表し、一元的に行っている。各会員館の電子資料担当者は、JUSTICE の交渉結果である各出版社の電子ジャーナルの価格体系を始めとする契約条件を、本研修会第一部で取り上げられた「版元提案書」なるものを読むことで検討し、自館での契約について判断することになる。

以下、第一部と第二部とに分かれた研修内容について報告する。

2 研修報告

(1) 第一部 版元提案書の読み方入門

講師：中山知士氏（JUSTICE 交渉／広報作業部会委員、一橋大学学術・図書部学術情報課）

上記で少し触れたとおり、JUSTICE は各出版社との契約条件の交渉を行う。そして、合意に至った契約条件は出版社毎の「版元提案書」としてまとめられ、順次インターネット上に会員館限定で公開される。概ね8月頃から掲載され始め、会員館の実務担当者はこれをもとに、秋以降、見積の取得から発注までを進めていく。この時期に契約を行うのは、海外商品が大半を占める電子ジャーナルの契約年度が、通常1月から始まり12月までの年間単位となっているためである。

本研修会の第一部はその版元提案書の読み方入門がテーマであったが、「読み方入門」と言うと、古文書でもないのにどうということかと不思議に思われるかもしれない。提案書には専門的な用語や概念が用いられるため、初めて実務を担当する場合には前提となる基礎知識を必要とするのである。つまり、電子資料の契約体系自体がそれだけ複雑になっているのであり、出版社毎に違いがある。そのため第一部では、実務担当者がこの提案書の内容を正確に理解できるようになることが目的とされた。

提案書を読む上で欠かせない参考資料としてまず

紹介されたのが、『電子資料契約実務必携』である。これは JUSTICE 事務局が中心となって執筆し、平成 24 年に出された JUSTICE 会員館向けの資料である。財政状況の厳しさから全国的に職員数の減少傾向が認められ、様々な業務上のノウハウの引継ぎが難しくなっている中で、電子資料契約に関わる初めての担当者の「教科書」としての役割を果たす内容である。学術雑誌の価格高騰問題やオープンアクセスなど、電子資料にまつわる状況の変化に関する説明もあり、末尾には専門的な基本用語を集めた用語集も付されている。筆者も 4 月に初めて担当となった際にはまずこれに目を通し、大変役立った覚えがある。

本研修会ではこの『必携』を引用しながら、提案書を読む上での大きなポイントとなる三つの項目、「契約価格」と「FTE / Tier / Band」、そして「購読維持条件」を取り上げての解説がなされた。一つ目の「契約価格」の項目には、実際に当該提案にのった場合の契約金額がどのように算出されるのか、が書かれている。例えば、新規契約か継続契約かで算出方法が異なる場合も多い。また、次の「FTE / Tier / Band」の項目も契約金額に関係してくる。この項目では、機関の規模を示す指標である「FTE (Full-Time Equivalent)」や、「Tier」や「Band」と呼ばれるランク、グルーピングの設定の有無やその計算方法が記される。教員・大学院生・学部学生の人数で決まる場合もあれば、学部やキャンパス数が影響する場合もある。例えば、記載された算出方法により、自館の規模が「Tier2」というグループに属することがわかれば、そのグループに適用される契約金額を参照することになる。最後に「購読維持条件」の項目では、電子ジャーナルのみに関する項目であることが説明され、その後、本稿では説明を割愛するが、実際に二社の版元提案書を取り上げた説明の中で具体的な事例を解説された。

実際の提案書では、これらの三つの項目は製品に関する項目のうちの一部として記載されており、この三点のほかにも以下に一部を挙げるが、たくさんの項目がある。

- 提供内容 (内容説明)
- 収録タイトル / コンテンツ数、タイトルリスト
- 利用可能範囲
- 定価 (通常価格)
- 契約価格

- FTE / Tier / Band 等の説明
- 別売りバックファイル
- 購読維持条件等
- 次年以降のプライスキャップもしくは価格上昇率
- 契約終了後 / 買切後のアクセス可否と条件

また、上記以外にも提案の対象や利用条件、契約の申込み、支払条件に関する項目なども記載されている。契約を検討する際には、その中から必要な情報を正確に読み取ることが重要となる。

第一部ではそのほかにも、例えば次年度以降の「プライスキャップ」と「価格上昇率」では何が違うのか、あるいは「アーカイバルアクセスの保証」とはどのようなことか、といった基礎的な説明もなされた。前者は交渉により値上がり幅を予め設定しておくもので、プライスキャップの場合は値上りの上限が設定されるのに対し、価格上昇率は必ずそのパーセンテージ分の値上りが発生する。後者は、もしも契約を中止した場合の条件に関するもので、全くアクセスできなくなってしまうのか、あるいは一部はアクセス可能なのか、またアクセス可能な場合も毎年メンテナンス費用が発生するかどうか、という内容である。

ここまで見てきたとおり、特に電子ジャーナルは出版社毎に異なる販売・価格体系や利用条件が存在し、契約内容に複雑な要素を抱えている。そのため、全容を簡潔にまとめるということが非常に難しい。内容の理解という点だけでなく、どのように説明すれば知らない人にも伝わるのか、伝えられるのか、という点においても、このような初心者向けの研修会の場合の説明が参考になるだろう。

最後に質疑応答の時間がとられ、例えば「各出版社の海外での交渉状況や契約価格は把握できないのか」という質問に対しては、コンソーシアム間で契約情報を共有すべきという動きがあるものの、出版社と大学あるいはコンソーシアム間には守秘義務の規約があり、契約条件や契約価格の第三者への開示が認められていない、という回答があった。

(2) 第二部 事例報告・パネルディスカッション 「多様化する電子資料の購読形態」

コーディネータ：中村健氏 (JUSTICE 関西地区研修会実行委員、大阪市立大学学術総合情報センター)

講師：佐藤久美子氏 (大阪大学附属図書館学術情報

整備室室長補佐)

出田善明氏 (近畿大学中央図書館事務部取書・整理課)

宮本高行氏 (大阪医科大学図書館主幹)

第二部では、3大学(大阪大学、近畿大学、大阪医科大学)による電子ジャーナルの契約見直しに関する事例報告と、それを踏まえたパネルディスカッションが行われた。本研修会では特にこの事例報告が参考になったため、その一部をここに紹介する。ただし、本研修会は JUSTICE 会員館向けのものであり、残念ながら個別の事例報告に関する詳細な情報は公開できない。そのため大まかな概要を記すことにする。

契約見直しの事例報告は、論文単位での購入形式に切り替えた事例と、パッケージ契約と呼ばれる契約体系から、タイトル単位の契約へと切り替えた事例の二つのケースが紹介された。ここでは、後者に絞って紹介する。

まず、パッケージ契約とは、その出版社が刊行する全てもしくは大部分のタイトルが利用可能になる契約体系である。ある大学の事例報告では、切り替え後に契約するタイトルについて、当初はダウンロード単価の安価な順、つまり高利用であるタイトルに加えて、購読を希望するタイトルを教員及び部局に調査した結果によるタイトルなどを組み合わせた選定方法をとっていた。その後、ダウンロード単価による選定をやめ、すべて部局取りまとめの調査による選定に切り替えたという。

タイトルの選定作業はやはり教員、図書館双方にとって大きな負担であるようだが、別の大学でも全契約中、最大の上昇率と上昇額であったパッケージ契約を平成26年からタイトル単位の契約に切り替える際に、利用統計だけでなく各学部の希望タイトル調査を実施していた。やはり、低利用であっても希望の多いタイトルがあるという。本学図書館においても、本稿を執筆している平成28年3月現在、専任教員を対象とした利用アンケート調査の実施に向けた準備を進めている最中である。これは、平成27年度から電子資料の契約見直しについて検討する中で、平成27年11月に図書委員会のもとに「図書費予算改革検討推進専門部会」を設置して取り組んでいるものである。

しかし、このパッケージからタイトル単位の契約への切り替えは、必ずしもどの機関でも有効である

とは限らず、また万能でもないのが難しい点である。なぜなら、もともとパッケージとして契約することで大幅な割引が適用されているために(それでも金額としては高額であるため、見直しをせざるを得ないのであるが)、タイトル単位の契約にすると却って割高となり、契約金額の削減につなげるために、タイトル数の大幅な減少が必要になるというジレンマが生じる場合があるからである。切り替えを行った大学でも、苦肉の策として切り替えたものであり、タイトル単位での契約とすることで値上げ幅も膨らみ、数年後には見直し前の金額に戻るようになるのではないか、契約できるタイトルが今後減少の一途をたどるのではないか、といった課題を抱えており、今後も契約内容の評価・見直しを継続しなければならないということである。

また、パッケージ契約中止後の影響については、予測していた ILL(相互利用)の激増は見られず、件数に大きな変化はなかったこと、また問合せも数件であったことが紹介された。

第二部の最後には、各館の課題や要望に関する JUSTICE 事務局からの回答の場も設けられた。「(パッケージ契約だけでなく)タイトル単位での購入に対しても、プライスキップを設けることはできないか」という質問に対しては、価格交渉ができるのはボリュームディスカウントを前提にするからであること。そして、個々のタイトルの価格となると、各ジャーナル自体の話になり、大半の学術雑誌の価格決定権が学会側にあるため、出版社側の一存で決めているわけではない場合が多く、個々のタイトル単位でのプライスキップ交渉が困難であることが説明された。また FTE の条件について、学部学生が含まれている場合には、英語圏と異なり日本では英語の論文を読むという学部学生が多くはないため、FTE の算出対象から外してほしいといった要求を以前からしていることが紹介された。

3 おわりに

電子ジャーナルは、代替の効かない学術論文を収載する独創性から商業出版社における同業他社との価格競争が抑えられるなど、容易な価格上昇を可能にする特殊な環境下にある。しかし、切実な予算問題を抱え、遂に既存の購読契約の中止を決定、あるいは現実問題として検討し始めている日本の大学図書館全体の動きは出版社側にも伝わりつつある。そ

れを受けた今後の各出版社の動向はもとより、各機関、大学図書館が今後どのような選択をするのか、という結果によって学術情報流通の次の展開も生まれていくのだろう。現在はその過渡期と言える。

電子資料担当としては、その変動を肌で感じながら過ごした1年間であり、また本研修会のような学ぶ機会を得ながら業務にあたることができたことに感謝したい。

引用・参考文献

注) 大学図書館コンソーシア連合 (JUSTICE) ホームページ (<http://www.nii.ac.jp/content/justice/>)

(しまだ ゆりか 図書館事務室)